

「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金」にかかる Q&A

質問 1. 持株会社も助成の対象とする背景は？

A1→

- ・ 会員事業者の企業グループが持株会社制に移行した場合、会員事業者は自らの意思に反して、自家用燃料供給施設整備支援事業助成金を利用できなくなる可能性があり、会員事業者間の公平性の観点から、こうした事態を救済するために、「傘下の会員事業者が利用する者に限る」という条件付きで、持株会社も認めることとしました。

質問 2. 申請できる持株会社の範囲は？会員事業者との関係は？

A2→

- ・ 会員事業者を支配している持株会社は、『会員事業者の株式を 50%超保有する持株会社』としています。
- ・ 50%超の判断は、持株会社自身が会員事業者の株式を保有する割合に加え、代表者、親族等を含み判断します。判断に迷う場合は、ご相談ください。

質問 3. 50%超保有するかを判断する疎明資料は？

A3→持株会社及び会員事業者の直近決算の確定申告書「別表 2(写)」を受領してください。

同族会社等の判定に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表二 第三十九、四十一以後終了事業年度又は連結事業年度分	
同族会社等の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	他の上位1順位の株式数又は出資の金額	11
	②と③の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	%	株式数等による判定	12
	株式数等による判定	3	%	同	13
	期末現在の議決権の総数	4	内	他の上位1順位の議決権の数	14
	④と⑤の上位3順位の議決権の数	5	%	議決権の数による判定	15
	議決権の数による判定	6	%	他の株式の1人及びその関係関係者の合計人数のうち最も多い数	16
	期末現在の社員の数	7	内	社員の数による判定	17
	社員の3人以下及びこれらの関係関係者の合計人数のうち最も多い数	8	%	特定同族会社の判定割合	18
	社員の数による判定	9	%	同族会社の判定割合	19
	同族会社の判定割合	10	%	判定結果	20

判定基準となる株主等の株式数等の明細					
順位	判定基準となる株主(社員)及び関係関係者	判定基準となる株主等との統制	株式数又は出資の金額	議決権の数	その他の株主等の株式数又は出資の金額
1	株主又は所在者	本人	19	20	21
2	株主又は所在者	本人			
3	株主又は所在者	本人			
4	株主又は所在者	本人			
5	株主又は所在者	本人			
6	株主又は所在者	本人			
7	株主又は所在者	本人			
8	株主又は所在者	本人			
9	株主又は所在者	本人			
10	株主又は所在者	本人			
11	株主又は所在者	本人			
12	株主又は所在者	本人			
13	株主又は所在者	本人			
14	株主又は所在者	本人			
15	株主又は所在者	本人			
16	株主又は所在者	本人			
17	株主又は所在者	本人			
18	株主又は所在者	本人			
19	株主又は所在者	本人			
20	株主又は所在者	本人			
21	株主又は所在者	本人			
22	株主又は所在者	本人			